

質の高い医療の提供をし続けるために 「医師の働き方改革」の推進にご協力ください。

2024年4月、「医師の働き方改革」に関する法律が施行され、医師の業務時間の上限規制が始まります。患者さんに安心・安全で質の高い医療を提供し続けるため、当院をはじめ全国の医療機関では、医師の業務負担を減らし、健康でやりがいをもって働き続けることができる環境やしくみを整備しています。

当院でも患者さんやご家族の皆さまにご協力いただきながら、診療体制の適正化を進めていきます。



北村山公立病院院長 國本健太

◎ 患者さんへの説明や相談対応などは、原則として平日の下記時間内で

病状や手術・治療のご説明やご相談は原則として平日午前9時～午後5時の主治医が指定した時間に行います。

ただし、主治医が必要と判断した場合は面談日時を調整させていただきます。

◎ 土日・祝日・夜間は、主治医ではなく当番医が担当します

土日・祝日・夜間は、当直・当番医が主治医に代わって対応します。主治医と連携しながら適切な診療を行いますのでご安心ください。

◎ 夜間休日の救急診療は、症状が重く、緊急性が高い場合の診療です

救急診療は、症状が重い患者さんのために行います。可能な限り平日の診療時間内に受診してください。

また、風邪などの日常的な疾患は近隣の医療機関を受診するようお願いいたします。

◎ 予約日時の変更は、なるべくお控えください

診療や検査の予約変更は、医師の治療スケジュールに影響を及ぼし、調整業務の負担及び待ち時間の増加につながるため、やむを得ない場合に限りさせていただきます。予約日時の決定は、慎重にお願いいたします。